

高松市少年育成委員業務要領

1 趣旨

この要領は、少年の健全な育成保護を図るため、地域における補導活動等に取り組む高松市少年育成委員（以下「少年育成委員」という。）の業務に関し必要な事項を定めるものとする。

2 業務

少年育成委員は、次に掲げる業務を行う。

業務を行うに当たっては、身分を証するため、常に少年育成委員証を携帯するものとする。

(1) 街頭補導

少年がたむろする場所、危険箇所等の巡視を行うとともに、少年のたむろ・喫煙・自転車の二人乗り等への注意、帰宅促しなどを行う。補導の種類については、次に掲げるとおりとする。

ア 地域補導

市内の各地区・校区において、月1～2回程度、1回につき1時間程度実施する補導

イ 下校補導

高松市少年育成センター（以下「少年育成センター」という。）職員とともに、琴電瓦町駅周辺や高松中央商店街を中心に、月3回程度、16時を基準に、1回につき1時間程度実施する補導

ウ 育成補導

少年育成センター職員とともに、琴電瓦町駅周辺や高松中央商店街を中心に、月1回程度、18時を基準に、1回につき1時間程度実施する補導

エ 広域補導

市内7ブロックにおいて、2か月に1回程度、16時を基準に、1回につき1時間程度実施する補導

なお、琴電瓦町駅周辺や高松中央商店街を含むブロックについては、

少年育成センター職員とともに実施する。

(2) 少年相談

各地域の少年や保護者等の悩みについての相談に応じるとともに、各種相談機関を紹介する。

(3) 環境浄化活動

各地域における有害情報の収集及び提供を行うとともに、悪書等追放ポスターの紹介や悪書等追放ポスター等を活用した有害図書等の廃棄を行う。

(4) 広報啓発活動

各地域での啓発ポスターの掲示や啓発物品の配布を行うとともに、万引き防止キャンペーン等を実施する。

(5) 関係団体等との連携活動

補導活動等の効果を高めるため、関係団体等との情報交換や行動連携を行う。主な関係団体等は次のとおりである。

ア 高松市少年育成委員連絡協議会

イ 高松市青少年健全育成市民会議

ウ 地域コミュニティ協議会

(6) 少年育成センター業務への協力

少年の健全育成や非行防止に係る各種行事への参加、少年育成センターが実施する補導活動への協力等を行う。

3 謝金

前項第1号に規定する街頭補導（以下「街頭補導」という。）に対する謝金は、月2回を上限として、1回につき825円とする。

4 傷害補償

市は、街頭補導従事中における傷害を補償するための保険に加入するものとする。

5 個人情報の取扱い

少年育成委員は、少年育成委員の業務に関して知り得た個人情報の内容

をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行前に実施した街頭補導に対する謝金については、なお従前の例による。